

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
5月23日	1	5/18回答7)により、(電気・機械設備)の主任技術者は5/16回答1)により協力事務所ではなく、設計JVにての参加という判断がされております。 また、設計JVとなると実施要領の6.参加者等の条件により、JV構成員の一人は県内事業者(県内に主たる営業所を有する企業)であり、かつ6.参加者等の条件(2)により設計JVの構成員は構成員のすべてが「5.参加資格」を満たさなければいけません。とされております。 となると、総括責任者と主任技術者(電気・機械設備)が違う会社であれば設計JVを組み(協力事務所の扱いではない)、総括責任者が県外のものであれば、主任技術者内または他の者が県内に属さなければ参加資格としてみとめられないのでしょうか。 前様式6号は協力事務所が主任技術者でも参加が可能なような様式に見て取れましたのでご回答願います。	設計JVで総括責任者が県外のものであれば、少なくとも設計JVの構成員の1者は県内事業者(県内に主たる営業所を有する企業をいう。)でなければなりません。主任技術者が属する事業者が県内事業者である必要はありません。 また、様式第6号は修正したものを基山町ホームページに掲載していますので、そちらをお使いください。
	2	設計JVを組んだ場合、提出書類一覧の8法人登記簿謄本、9滞納がないことの証明書はJVを組んだもの全てが提出しなければならないでしょうか。	設計JVの場合は、構成員全ての「法人登記簿謄本」、「滞納がないことの証明書」の提出が必要です。
	3	また設計JVを組む際は「基山町立保育所等基本設計業務委託共同企業体取扱要領」を満たせばよく、一級建築士事務所登録はすべての者になくてもよろしいでしょうか。	設計JVの構成員全てが一級建築士事務所登録の必要はありません。ただし、代表企業(総括責任者が所属する事業所)は、一級建築士事務所登録が必要です。
	4	様式第2号、様式第10号、様式第11号は日本工業規格A3であればよく、任意の様式でもよろしいでしょうか。	任意の様式でかまいません。
	5	様式第2号、様式第10号、様式第11号は枚数に決まりはございますでしょうか。	枚数については、特に指定をしていますが、「様式第10号」は、実施要領の「9.技術提案書等の提出」の(2)のエの課題テーマごとに作成、提出をしてください。
	7	提出する参加表明書の体裁についてご教示ください。 参加表明書は「会社概要パンフレット」以外の書類をクリップ止め、又はホッチキス止めとしますか。あるいはフラットファイル綴じとしますか。 フラットファイル提出の場合、表紙及び背中に会社名などは入れますか。 「提出書類一覧」4、5、6の添付書類は、原本、写しともに表明書と一緒に綴じこみますか。	参加表明書の体裁については、特に指定はしていません。提出書類、提出者がわかりやすい体裁で提出してください。